

## 仮の措置命令

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
JSAA-AP-2024-009

申 立 人：X

被 申 立 人：公益財団法人日本スポーツ協会（Y）  
被申立人代理人：弁護士 清水 光

### 主 文

申立人が2024年8月22日付仲裁申立書「第8 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法」内の記載にて行った仮の措置の申立てに対し、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人の意見を聞いた上、スポーツ仲裁規則第49条第1項に基づき次のとおり仮の措置を命ずる。

被申立人が2024年7月22日付（処分決定通知書の発出日。処分日は同月1日）でした、申立人の公認スポーツ指導者資格について資格停止1年とし、スポーツ少年団登録について活動停止1年とする、との処分決定（以下、「本件決定」という）の効力は、2024年10月3日から本案についての仲裁判断の時まで、仮にこれを停止する。

### 理 由

#### 1 事案の概要

本件は、申立人が、被申立人による本件決定に不服があるとして、本件決定の取消しを求めて当機構にスポーツ仲裁を申し立てた事案である。本件決定によれば、本件決定の理由となった事実は、申立人が監督を務めるバレーボールクラブ（以下、「本件クラブ」という）での指導中、所属選手に対して「罰走」をさせるなど不適切な指導をしたことであるとされている（甲7）。

#### 2 仮の措置の申立

申立人は、仲裁申立書において、本件決定は不当であること、9月以降に大会があるほか、6年生最後の公式戦が11月にあり、大会への帯同及び指導をしたいこと等を理由に、「仮の措置にて、処分効力の停止を求めます」と主張した（仲裁申立書11頁）。これは、スポーツ仲裁規則第49条第1項に基づく仮の措置として、本件決定の効力を仮に停止することを求める申立てをしたものと解される。

#### 3 仮の措置の判断基準

スポーツ仲裁規則第49条第1項は、仮の措置を発するための要件として「仲裁のため

に特に必要があると認めるとき」としか定めていない。また、仮の措置について当機構の先例はなく、確立された判断基準は現時点で存在しない。そこで、この要件をどのように解釈して仮の措置の判断を行うべきかが問題となる。

まず制度趣旨に遡って検討するに、スポーツ仲裁の制度は、競技団体の決定に不服がある競技者等が申立人となって当該競技団体の決定の取消しを求めることが想定されているのであるから（スポーツ仲裁規則第2条1項参照）、判断対象となる競技団体の決定は、申立人に様々な不利益を被らせる性質をもつものであることが想定されている。そうすると、申立人は、本案の審理の結果によっては競技団体の決定が取り消される可能性があるにもかかわらず、決定の効力によって不利益を被っている状態が一定期間続くこととなる。スポーツ仲裁規則に定められる仮の措置は、このような不利益から一時的に申立人を解放するために定められているものと解される。

法律において同様の制度趣旨を採る規定としては、行政訴訟における執行停止の制度がある（行政事件訴訟法第25条第2項以下参照）。行政処分の執行停止申立は、行政処分によって不利益を受け、この取消しを求める当事者が、処分によって受ける不利益から一時的に解放されるための制度であるから、本件においてもその考え方を参考にすべきである。執行停止の要件は、行政処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき（同2項）、及び、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと（同4項）、本案について理由がないとはいえないこと（同4項）、である。こうした規定をも参照して検討するに、スポーツ仲裁規則第49条第1項が定める「仲裁のために特に必要があると認めるとき」とは、競技団体の決定によって受ける不利益の重大性や緊急性、仮の措置によって生じる弊害、本案についての見込み等を踏まえ、仲裁パネルが特に必要があると判断した場合をいうものと解すべきである。

この点、被申立人は、2024年9月27日付意見書において、①仮の措置を命ずるには、本件処分を取り消すべき相当程度の蓋然性があること、②仮の措置を命ずる必要性があることの2点が必要と解される旨主張する（同意見書1頁）。しかし、このうち少なくとも①については、前述した行政処分取消訴訟に付随する執行停止の要件と比較しても厳格な基準である。執行停止は、訴訟提起の段階という早い時期になされ、時間的余裕のないまま限られた資料に基づいて判断されなければならないため、本案の見込みの有無の確定まで要求されておらず、上述した要件となっているものと解される。スポーツ仲裁における仮の措置も同様であるから、一律に被申立人の主張するような厳格な基準を満たすことを要求するのは、制度趣旨に反する。したがって、被申立人の主張する仮の措置の判断基準は、採用できない。

#### 4 仮の措置を命ずる必要性

##### (1) 本件決定によって申立人が被る不利益について

本件決定によれば、本件決定の通知書が到着したときまたは処分審査会の決議があった日から3週間後のいずれか早い日より、申立人は公認スポーツ指導者資格が1年停止されるとともに、スポーツ少年団登録についても1年間活動ができなくなる（甲7）。

本件クラブはスポーツ少年団として登録され、申立人はその指導者として登録されていたと解される（答弁書 2 頁等）ところ、本件決定により、相当期間にわたり本件クラブの指導をすることができなくなる。スポーツ指導に携わること自体、スポーツ指導者にとっては重要な権利利益であるし、仮に申立人の主張するように 6 年生最後の公式戦が 11 月にあるとするならば、本案の判断が 11 月頃まで発せられない可能性も否定できない以上、さらに不利益は重大で、緊急性もある。

## (2) 仮の措置によって生じる弊害

仮に本件決定が取り消される場合、申立人は本件クラブの指導に戻ることを予想される。本件はいわゆる不適切指導に関する事案であるため、申立人が指導に戻ることに よる悪影響等も検討しなければならない。被申立人も、仮にであったとしても処分期間未了の段階で指導に復帰させることは公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団の理念に反するものであると主張している（2024 年 9 月 27 日付意見書 2 頁）。

しかしながら、これまで提出された主張及び証拠をつぶさに見ても、申立人がことさらに暴力、暴言、その他不適切指導を繰り返しているといった事情は見取れない。本件決定の直接の理由となった「罰走」の実施、その他大声での指示や叱責などは、その存在に争いのない部分もあるようであるが、これらが行われた背景や目的等については争いがあり、これが不適切指導といえるかは、現段階において確定的な判断はできない（これは本案の問題でもあるが、現段階で被申立人が規律段階で行った認定が正しいとの推定に立ち、指導復帰の悪影響が大きいと判断するのは相当でない）。

したがって、申立人が仮の措置によって指導に復帰することにより、申立人が暴力、暴言、その他不適切指導に及ぶと認めることはできない。その他、申立人に仮の措置を講じたとして、特段の弊害が生じると認めるに足りる事情はない。

## (3) 本案の見込みについて

仮の措置について、いかに処分の不利益が大きくとも、本案について申立人の主張に理由がないのであれば不利益は甘受すべきであり、仮の措置を命ずる必要はない。被申立人も、仮の措置は命じられるべきでない理由の一つとして、本案について本件決定を取り消す理由がないことを主張している（2024 年 9 月 27 日付意見書 1 頁）。

上記(1)及び(2)のとおり、本件決定によって申立人が受ける不利益は重大である一方、仮の措置によって生じる特段の弊害は認められないような本件においては、少なくとも、本案の見込みについても厳格な水準を要求する必要はない。本件においては、行政事件訴訟法における執行停止の要件と同様に、本案について理由がないとまでいえないければ、仮の措置を命じてよいものと考えられる。

これを前提に本案の見込みについて検討する。

本件は申立人が被申立人による不利益処分の取消しを求める事案であるところ、当機構の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に

違反もしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべき」とされている（JSAA-AP-2003-001 号仲裁事案、JSAA-AP-2003-003 号仲裁事案等）。当仲裁パネルもこの基準が相当であると考えてるので、本案についてはこの要件に基づいて判断する見込みである。

このうち、少なくとも②及び③については争点となるものと思われるところ（2024年9月30日付申立人主張書面1頁）、このうち②について、被申立人が本件決定を導く重要な事情の一つとなったと解される選手の退団については、申立人の行為によるものか否かについて当事者間で大きな争いがある。そこで当事者の主張立証を検討するに、少なくとも現時点においては、申立人の主張に理由がないといえるほどの事情は、必ずしも見いだすことができない。

申立人が本件決定の対象事実となった「罰走」の実施を一部認めているとしても（なお、その目的には争いがあるとみられる。2024年9月30日付申立人主張書面2頁）、被申立人の適用した基準（乙5）上、選手の退団に関する事情の認定及び評価如何によっては、本件決定の合理性が否定される結論となる現実的な可能性が考えられる。

したがって、上記②基準に関する当事者の主張だけを見ても、現時点において申立人の本案の主張に理由がないということとはできない。

#### (4) 小括

以上より、申立人が本件決定で被っている不利益は重大であるところ、仮の措置の弊害が乏しく、かつ、本案について理由がないとまでいえる事情もないから、仮の措置として本件決定の効力を一時的にでも停止する必要があると認められる。被申立人は、「申立人の希望は、公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団の理念に優先されるものではないから、仮の措置を命ずる必要性は否定される」（2024年9月27日付意見書2頁）と主張するが、以上の検討によれば、申立人の権利利益をそのように矮小化することはできない。

#### 5 結語

したがって、スポーツ仲裁規則第49条第1項に定める「仲裁のために特に必要があると認めるとき」の要件に該当する事実があるから、本件仮の措置の申立には理由がある。よって、主文のとおり仮の措置を命ずる。

以上

2024年10月2日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 早川 吉尚

仲裁人 千葉 恵介

仲裁人 山本 衛

仲裁地：東京